

市町村教育委員会による学校危機管理支援事例の検討：教員不祥事における教育長のリーダーシップへの着目

小林, 昇光

九州大学大学院人間環境学府 : 博士後期課程 | 日本学術振興会 : 特別研究員

<https://doi.org/10.15017/1932049>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 20, pp.79-86, 2018-03-29. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

市町村教育委員会による学校危機管理支援事例の検討 —教員不祥事における教育長のリーダーシップへの着目—

小林 昇光
(九州大学／大学院生)

- I 課題設定
- II 事例の検討
- III 総括—得られた示唆—

I 課題設定

これまで、学校における危機管理及び安全の確保について、教育行政学においてもしばしば議論になることがあった。危機管理という用語には、リスクマネジメントとクライシスマネジメントの両面があるとの言及がされており（牧 1996）、学校の危機管理は、この2つの概念を意識して行うことが重要であるとされている。

これまでの学校の危機管理に関する研究を大別すると、6つに分類される⁽¹⁾。

第1に、「生徒指導上の問題」である。いじめや不登校についての研究蓄積が多く積まれてきた。

第2は、「教育活動」で、学級崩壊などについても危機として捉えられてきた。

第3に、「生徒の安全」である。感染症予防や不審者対応、学校事故など、あらゆる事態を対象として研究されてきた。

第4に、「教師にかかわる問題」である。近年では、指導力不足教員対応、メンタルヘルスなどの案件について活発に議論されている。

第5は「学校運営」である。情報セキュリティや組合対応など、幅広いテーマが挙げられる。

そして、第6に「防災」である。施設の耐震化、防災マニュアル、そして、避難所運営も含まれており、阪神淡路大震災以降は避難所としての学校の位置付けが問われてきた。

以上の分類を見ると、今日の学校において常に危惧されている、幅広い危機について議論されていることが読み取れる。

ところが、こうした学校危機管理に関する研究には、市町村立学校を所管する教育委員会との関係性についてあまり触れられておらず、単位学校

に焦点化して、議論されている傾向が見受けられる。より論及すれば、教育経営学における危機管理論においては、教育委員会との連携の重要性について検討をしている論稿が少ないのが現状であり、学校の危機管理は単位学校で行うことが自明視された状態で、研究蓄積がなされてきたとも指摘できる。

一方で、教育行政学においては、高倉（1996）や西（1996）をはじめとして、教育委員会と学校が連携することによる危機管理の重要性が過去に指摘されている。

また、佐々木（2006:198-199）は、学校裁量権の拡大が進められていた2000年代前半に、裁量権を行使する学校が、どのような領域の学校権限拡充を求めており、教育委員会（教育長）に対し、どのような役割を果たすことを求めているのかを確認する作業として、全国の市町村を対象とした調査を実施した。その調査では、質問紙の選択肢の中に「緊急時の危機管理」が盛り込まれており、分析を施している。その結果、「教育委員会による支援が特に必要とされる領域」として、「緊急時の危機管理」の存在を指摘する。特に、「法的な紛争が予想される事態や、重大な責任を伴う事案については教育委員会事務局と緊密な連携をとり、場合によっては指示を得ながら事案を処理しなければならないという認識」であると推察している。このように、佐々木は分析結果から教育委員会による学校の支援が求められている実相を指摘する。

以上のように、先行研究の指摘は学校危機管理の重大な課題を提起するに留め、具体的な事例の検討をもって論及していない。また、佐々木においても、具体的な教育長の危機管理行動の具体例の検討はされておらず、更なる研究知見の蓄積が

求められるだろう。

そこで、本報告では、市町村教育委員会の危機対応事例に着目することで、学校危機管理における市町村教育委員会の役割の示唆を得ることを目的とする。特に、本報告では学校が独自の判断で対応することが困難である教員不祥事の対応を事例として、これに対応する教育委員会事務局に焦点をあてる。なお、本報告では、教育委員会事務局の対応方針について決定を行う教育長に主な焦点をあてることとしたい。

これまで、教育委員会事務局による自然災害以外の学校危機管理対応の実態について、詳細に検討されているとは言い難い状況であり、そのため、本報告はその端緒につく研究として位置づけるものである。本報告の検討を通して、今後の学校危機管理における教育委員会一学校間を考察していく手掛かりを得ることを目指す。

本報告で検討対象とする事例は、福岡県春日市である。春日市では、2014年5月に春日市立A小学校の校長（当時）が覚醒剤取締法違反（所持など）で逮捕される事件が発生した。本報告で当該事例を対象とする理由は2点ある。

第1に、校長が逮捕されたことにより、当該校の校長交代が余儀なくされた。その際、新校長の着任に向けて、年度途中でありながら、事件発生から1週間以内に新校長着任を実現させた点は注目に値する。

第2に、事件発生時に、春日市教育委員会が行ったメディア対応、市民対応の詳細について、検討が可能な点である。こうした社会的に大きな波紋を与える事件が発生した際に、学校は業務の遂行に支障が生じることが考えられる。では、教育長を中心とした教育委員会事務局は、どのようにしてこの事件の沈静化に向けて取り組んだのであろうか。この点について、一事例ではあるが探索的に検討したい。

以上、2点の理由から、これまでの学校危機管理論では明らかにされていない事項について、検討することが可能なため、春日市を事例とした。

そして、研究方法は主に2点ある。1点目は面接調査である。本件に関与した山本直俊教育長（以降：教育長）⁽²⁾を対象とした面接調査を行い、当時の状況、教育長による対応、教育委員会事務局への指示内容について聞き取りを行った。2点目は、

教育長が作成した本件の詳細、当時の対応記録を整理し、教育委員会事務局にて保管している内部資料を受領した。本報告では、この内部資料を適宜引用し、検討に用いることとする。

なお、教育長に行った面接調査のデータは、文意を損ねない程度に加除修正を施している。なお、データの一部を文中に引用しているが、文中の括弧書きは、筆者による補足である。

II 事例の検討

本節では、春日市教育委員会からの内部資料及び教育長に行ったインタビューデータを適宜引用しながら、事件発覚時から、校長逮捕後の結審に至るまでの状況を素描していく。

1. 春日市及び春日市教育委員会の概要

春日市の人口は112,367人(47,872世帯)⁽³⁾が生活しており、市の面積は14.15km²である。同市の公式ウェブサイトには、まちの基本的な性格として、「福岡都市圏の住宅都市」としてまちを紹介しており、福岡市に隣接するベッドタウンとして、年々人口数が増加しているのが特徴である⁽⁴⁾。

春日市立の小中学校数は、12小学校、6中学校であり、全ての学校に学校運営協議会を設置しているのが、春日市の教育施策の大きな特徴である。

春日市教育委員会は2000年代初頭から、教育委員会改革を行ったことで全国的に知られている。かつての春日市教育委員会事務局は、前例踏襲主義、県教委の取次機関化、行政職と教育職である指導主事間での縦割り主義化、学校教育行政部門の多忙化などの課題を抱えていた（春日市教育委員会編著2012、日高2013）。この状況に対して、当時の河鍋好一教育長を筆頭として、2002年から、「学校予算執行権」、「学校予算編成権」を学校へ委譲し、その後、学校管理規則改正を行い、2005年からは、山本直俊教育長によって、学校教職員と教育長が直接話し合う、「教育長トーク」の導入、教育委員会懇談会開催などの「教育委員会議活性化」が行われた（春日市教育委員会編：前掲、日高：前掲）。

以上のような改革を行うことで、春日市は教育委員会の活性化を図ってきた経緯があることを踏

まえたい。

2. 校長逮捕時のメディア（外部）対応方針の決定（2014年5月9日—10日）

2014年5月9日は、春日市役所にて「人権・同和研修会」を行っていた。後に逮捕されるB校長もその研修会に参加していた。同日11時4分に、B校長は高知県警に任意同行を求められ、市役所に隣接する福岡県警春日警察署に移った。その後、16時に春日市教育委員会に、高知県警から覚醒剤取締法違反、覚醒剤所持でB校長が逮捕されたとの連絡が入る。

B校長が任意同行を求められ、春日警察署に移った時点で、山本教育長は即時に、メディア対応についての方針を固める。

「連行されたら新聞に載りますよね？第1番に考えたのは、この事件から逃げないということを考えましたね。マスメディア、マスコミから。全て説明すると言った。一生懸命会見には応じると。全て逃げませんでした。マスコミ関係には。電話も殺到しました。あちらこちらから。」と述べており、方針を固めるのと時を同じくして、具体的なメディア対応の方法についても考えを巡らせる。まず、メディア等からの問い合わせについて、学校に無理に回答をさせず、延いては学校の混乱を防ぐべく、着手したのは窓口の1本化である。

「学校が直接電話を受けるのだけは避けました。混乱するから。窓口は全部教育委員会1本。教務課1本。（中略）窓口の1本化によって、学校の混乱は避けられた」と述べている。特に、窓口対応に関しては、教育委員会事務局幹部級の職員を専任にしており、「教育委員会が逃げない」ことの重要性を提起すると同時に、対応・説明をする「時期を失する」ことへの懸念があったためである。

なお、このメディア対応については、「報道機関へは一斉の情報提供とする」⁽⁶⁾といった内部規定を設けて、情報開示に向けた共通認識、整備を行うとともに、メディアとの信頼関係づくりに動き出す。こうした情報開示、状況説明への姿勢は、メディア以外の対応でも一貫して実施されていく。

3. 保護者への対応に向けて（2014年5月10日）

5月9日の時点で、春日市教育委員会は、保護

者説明会への開催に向けて動き出す。同日の18時から、B校長が勤務していた学校の臨時学校運営協議会が行われ、そこにおいて、PTA役員らへの説明・報告を行う。学校運営協議会の最終的な結果として、翌日10日の午前10時に、当該校にて、保護者を対象とした説明・報告会を実施する。この時、保護者以外では「春日市青少年健全育成」にかかわっている者の出席を認めている⁽⁶⁾。なお、この説明会では、報道陣を入場させず、説明会終了後に、校内の特定の位置で、教育長が全報道機関の取材に応えることで対応している⁽⁷⁾。

この説明会の保護者の反応について、教育長は、当初、厳しい意見が殺到することを予想していた。ところが、子ども達や教職員に対する心のケアに関することといった、A小学校を支援する意見や応援の声が大半であり⁽⁸⁾、教育長の予想とは異なるものであった。このことについて教育長は、同校が、保護者、地域住民が日常的に、学校運営に関わる「コミュニティ・スクール」であったことが奏功していると評している⁽⁹⁾。

4. 子ども・学校への対応（2014年5月12日）

先述したような対応をしていく中で教育長は、保護者説明会を行った時点から「子どもへの対応」に移行することを意識する。

「今度は子どもへの説明。学校にも言いました。教頭に『うちの校長はこんな事をした』と。きちっと指示をしないといけないという意識のもと、校長不在であるため、教頭が子どもに対して事件の説明をするように指示した。この時、教育長は子どもへの対応を考えていくにあたり、下記のような意識を持って、今後の対応について思案する。

「外部対応は、一刻も早く説明責任を果たしていく。今度は、子どもを守る取り組みをどうすればいいかですね。まず、校長を早く着任させないといけない。校長が不在のままではだめだから、（早期の新校長着任への支援を）県教育委員会にお願いして、子どもを守るために教育委員会が何をすべきか考えましたね。（保護者への対応に続き）それが2段階目でしょうね。それも早くしないといけないから。子どもに心の溝が……。だから、カウンセラーなどを配置」することを決断した。すなわち、事態の收拾や学校レベルで行うきめ細かな対応をすすめるにあたり、校長不在という学

校の不安定さを避け、そして、子どもの安全を考慮し、新校長着任に向けて動くことを教育長は意識したのである。こうして、学校の指揮系統を修復していくとともに、子どもの心のケアを行うスクールカウンセラーの複数配置、学校運営サポートとしての充て指導主事の学校配置といった人的措置を講じることで、子ども、延いては学校への対応をとったのである⁽¹⁰⁾。

だが、新校長の着任に向けて動き出すのは決して容易ではない。そのため、春日市が管轄である福岡教育事務所の人事管理官が、春日市教育委員会に頻繁に出向き、事務局に待機するなどして、新校長着任までフォローしていたのである。こうした作業をすすめながら、5月12日の朝の全校集会において、児童に事件の説明がされることとなる。

また、同日中に、B校長と1年間を過ごし、C中学校に進学した生徒（1年生）に対して、期間を限定して、中学校にカウンセラーを集中配置する配慮も行っていた⁽¹¹⁾。

そして、本件において注目すべきは、B校長が作曲作詞を手掛けた、市内の小学校校歌の変更についても指示を出したことである。市内の2つの小学校でB校長が作曲した校歌が使用されており、このことについても検討の必要性が生じた。最終的に、市内2校の学校運営協議会で、教育的配慮、音楽の専門家のコメントを考慮して、作詞は残し、メロディを変更するという判断がなされた。

5. 市民への説明（2014年5月12日）

人口11万人程の小さなまちで発生した事件は、当然のように市民の関心も高い。また、春日市では市内の小・中学校全校がコミュニティ・スクールとして指定されており、地域住民が学校運営に深く関与していることから、本件に関して教育委員会事務局は説明をすることが求められる。教育長はとりわけ、メディア対応方針の決定からも見られるように、説明責任を果たすことに徹することを意識している。「色々来たら、正面切っでずっと説明する。それに徹しました」と語るように、様々な機会を通じて、市民に説明を行っている。具体的には、表1に示すように、民生委員・児童委員関連の総会、自治会総会、自治会連合会役員等、コミュニティ・スクール、延いては春日市の

教育にかかわる市民が集まる場に、積極的に足を運び、説明を行っていたのである。市民に説明する際は、「その場で質問を受ける。とにかく逃げないで対応する」という姿勢のもと、公判があるごとに記者会見を行い、公判終了まで経過報告、状況説明を行い続けたのである。更には、本件について、議会で取り上げられたことも全て記録を残しており、こうした一連の説明に対して、「それは、結局トップである教育長のリーダーシップだろうと思いますね。」と、市町村教育行政のトップである教育長が、市民対応に積極的に関与する意義を述べている。

表1 事件報告・対応の実施状況⁽¹²⁾

日程	会合名	担当者
5月11日(日)	〇〇中校区自治会グラウンドゴルフ大会	市長、教育長
5月12日(月)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
5月13日(火)	A小学校学校運営協議会	教育長
	市スポーツ少年団総会	教育長
	自治会連合会役員会	教育長
5月14日(水)	福岡県市町村教育長会議	教育長
5月16日(金)	青少年育成市民会議総会	市長、教育長
5月17日(土)	母子寡婦福祉会総会	市長、教育長
5月18日(日)	吟詠剣誌舞大会	市長、教育長
5月19日(月)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
5月20日(火)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
5月21日(水)	自治会連合会会長会	教育長
5月22日(木)	民生委員役員会	教育長
5月23日(金)	〇〇地区老人会	教育長
5月25日(日)	かすが芸術祭式典	市長、議長
5月26日(月)	春日市教職員研修会	教育長
5月27日(火)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
5月28日(水)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
5月29日(水)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
5月31日(土)	〇〇地区自治会総会	教育長
6月2日(月)	記者会見	市長
	記者会見	委員長、教育長
6月3日(火)	社会教育委員辞令交付式	教育長
	A小学校教職員～事件慰労・激励	教育長、委員長
6月4日(火)	〇〇地区老人会	教育長
6月9日(月)	〇〇地区隣組会	教育長
6月11日(水)	春日市同研総会	教育長
6月13日(金)	春日市PTA総会	教育長
6月22日(日)	〇〇中校区自治会懇親会	市長、教育長
6月26日(木)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
6月28日(土)	男女共同参画ネットワーク春日総会	市長、部長
7月1日(火)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
7月2日(水)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
7月3日(木)	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
	民生委員総会	市長、教育長
7月6日(金)	市長出前全体トーク	市長、教育長

表1を見てわかるように、事件発生2日後の5月11日を皮切りに、7月の公判直前まで、地域のイベントや市長が市内各地域で市民と対話する「市長出前トーク」で、市長と共に事件報告やお詫び、公判の審議状況を説明することで、市民、地域社会と向き合っている。

表2 第一回公判報告にかかる対応状況⁽¹³⁾

日程	第一回公判（高知地方裁判所）関連の説明	担当者
7月10日（木）	記者会見～第一回公判結果に対するコメント・お詫び	教育長
7月14日（月）	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
7月15日（火）	A小学校教職員	教育長
7月15日（火）	A小学校学校運営協議会	市長、教育長
7月15日（火）	薬物乱用防止市民集会	教育長
7月16日（火）	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
7月22日（火）	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
7月24日（木）	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
7月28日（月）	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
7月29日（火）	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
7月30日（水） 13:00	全報道機関へコメント（FAX）	—
7月30日（水） 15:00	公判・判決コメント・お詫び	教育長 A小学校新校長

7月10日に第一回公判から7月30日に開かれた第二回公判・判決まで、コメントを発表するなどして、公判中も地域で説明を続けており、判決後も「市長出前トーク」の機会を活かして、教育長は市内各地区に足を運んだ。

表3 第二回公判・判決にかかる対応状況⁽¹⁴⁾

日程	第二回公判（高知地方裁判所）関連の説明	担当者
7月30日（水）	市長出前トーク〇〇地区	市長、教育長
8月5日（火）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
8月7日（木）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
8月20日（水）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
8月26日（火）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
8月27日（水）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
8月28日（木）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
9月30日（火）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月1日（水）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月2日（木）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月7日（火）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月14日（火）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月21日（火）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月22日（水）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月23日（木）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月28日（火）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月25日（木）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月26日（木）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月27日（木）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
10月29日（水）	市長出前トーク〇〇地区	教育長
11月9日（日）	市長出前全体トーク	教育長
12月6日（土）	保護者・地域への校歌（作曲）披露「音楽会」（A校長が作曲した2校）	事務局参加

表3を見てわかるように、判決後も絶えず、回数を重ねるようにして、事件について進捗があり次第、市民や保護者、春日市の教育に関わる関係者に説明を行っていたのである。

また、付言しておくべきは、市内の小中学校が夏季休暇中に、教育長が各校を訪問して教職員（学校運営協議会関係者も出席）と意見交換を行う、「教育長出前トーク」も並行して行っていた点である。教育長出前トークは例年行われているものであり、2014年も変わらず継続されていた。

以上のように、教育長を筆頭としながら、春日市の教育に関わる関係者各人のもとに迅速に赴き、

対応を行っていたのである⁽¹⁵⁾。

6. 再発防止に向けて（2014年5月26日）

さて、事件についての経過報告、状況説明を行っている点を確認してきたが、再発防止に向けた対応を、初期対応が落ち着いて間もない時期から始めていることにも着目したい。

表4 薬物乱用防止につなぐ対応の流れ

日程	薬物乱用防止に向けた対応
5月26日（月）	春日市全教職員研修会（覚醒剤について）
6月12日（木）	市内の教員が作成した「薬物乱用防止宣言」啓発ポスター
7月15日（火）	春日市薬物乱用防止市民集会の開催

5月26日の段階で、全教職員が参加する研修会が開催されており、6月12日には市内の中学校に勤務する教員が作成した啓発ポスターが公表された。そのポスターには、当時、市内で勤務する全教職員の顔が描かれており、このポスターは市内各校の職員室と校長室に掲示されている⁽¹⁶⁾。

以上のように、子ども延いては社会に対して迅速な対応と防止策の提示を行うことで、教職員の信頼回復に向けて、教育委員会事務局がリーダーシップを発揮しながら、事件の事後処理を行ってきたのである。

Ⅲ 総括—得られた示唆—

本報告では、事件発生時から判決後まで、教育委員会及び教育長の危機対応を検討してきた。本事例における教育委員会・教育長の対応の流れ及び要点を大まかに整理したものが次頁の図である。

タイムラインに示すように、教育長及び教育委員会事務局は多くの判断と対応を行ってきた。こうした今回の事件における対応を通して、最終的に、教育長は危機対応の原則として、①「正対した対応」②「素早い対応」③「説明責任」④「継続的対応」の4点を想起するに至った⁽¹⁷⁾。

なお、ここまで、教育長の対応やリーダーシップを多く取り上げてきたが、補足しておきたいのは、教育委員会事務局職員が存在である。

教育長は、今回の事件について述懐していく中で、教育委員会事務局職員の「行動力」「対応力」「判断力」、特に行動力の重要性について言及している。それは、今回のような大事件に限らず、「(教

育委員会事務局が)何か事件が起こったら、すぐ学校に飛んでいきますもんね。」と述べており、その所以として、「学校と教育委員会が上下の関係じゃないんですよね。パートナーなんです。パートナーシップ行政をすすめないと、学校と共に汗を流す行政じゃないと、やっぱり実を結ばない。学校を責める行政じゃだめでしょうね。今も保護者対応や、色々苦情が来たら、駆け回っているのですよ職員が。」と、教育委員会事務局が学校のサポートに關与する重要性を語っている。

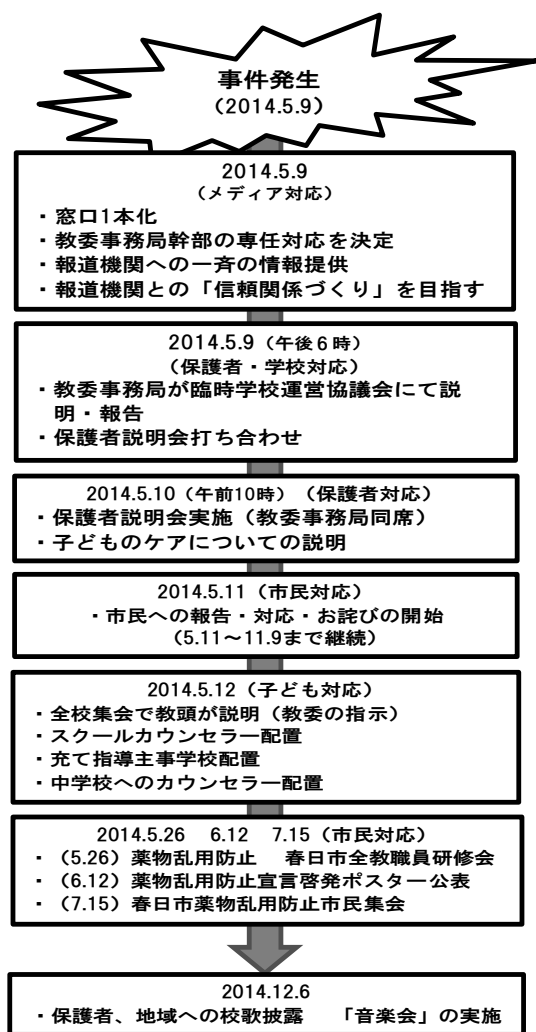


図 教育委員会・教育長のタイムライン

ここでは、教育委員会と学校のパートナーシップ性を教育長が重要視していることに目を向けたい。単なる県教育委員会の指示・伝達内容を取り次ぎ、各種調査依頼を学校に対してし続けるような旧来型の市町村教育委員会ではなく、学校の危機に対して積極的にサポートをしていく教育行政のモデルを教育長は志向しているのである。また、

引用からも見られるように、学校から生じたトラブルに対して学校に責任や対応をすべてとらせるのではなく、教育委員会事務局職員の素早い行動、対応、判断が行われていることが推察できるであろう。これらを踏まえて、教育長は、「そういう危機管理の能力というのは、とりわけ幹部職員がつけとれないといかんでしょうね。」としており、幹部級の教育委員会事務局職員が、危機対応時に率先して対応をしていくことの必要性について言及している。

最後に、本報告では、市町村教育委員会の危機対応事例に着目することで、学校危機管理における市町村教育委員会の役割の示唆を得ることを目的として、検討を進めてきた。特に、教育委員会事務局の対応方針決定を行う教育長に主な焦点をあててきた。

これまで検討してきた知見を振り返ると、2点が指摘できる。

第1に、学校の危機的状況に対して、教育委員会事務局が積極的に關与することの重要性である。今回の事件では、本来であれば所属職員を監督するはずの校長が逮捕された。そのため、学校の指揮命令系統の修復を行い、校長不在の状況をいち早く解決する必要がある。この状況に対して、市町村教育委員会事務局が県教育委員会に、新校長着任に向けて支援を要請し、教育事務所と密な連携をとることで対応した。何より、こうした対応を行うには、学校の混乱を避けることが念頭にあり、そのため、本件に関する窓口対応を、教育委員会事務局が全て担うことで、学校の負担を軽減した。特に、教育長を筆頭とした幹部職員が、意思決定なども含めて積極的に対応にあたることで、対応の迅速性は高まることが考えられる。そして、子どものことを考慮し、スクールカウンセラーの複数配置、充て指導主事配置などを行うことで、「子どもを守る」取り組みにいち早く着手したことも、今後の学校危機管理体制を充実していくにあたり、教育委員会事務局に求められる意識であろう。

第2に、上記に関連して、事態の沈静化、市民への対応をしていくにあたり、教育委員会事務局延いては教育長が説明責任を果たしていくことである。特に、今回の春日市教育委員会は、市が重点的に取り組んでいる施策であるコミュニティ・

スクールに、地域住民が深く関与しているため、より一層、説明責任を全うしていく必要があった。この点に関して、山本直俊教育長が取り組んだように、教育行政のトップである教育長及び幹部職員自らが、状況説明、報告を春日市の教育に関わる市民に対して行い、市民と真摯に向き合うことで、協力関係の維持を目指した。これと同様に、メディア対応について、求められる説明・報告について時期を失して、事態の悪化を防ぐためにも「教育委員会が逃げない」という意識のもと、信頼関係づくりに取り組んだことは示唆的である。

以上のように、教育委員会事務局による自然災害以外の学校危機管理支援の実態について、春日市教育委員会を対象とした調査から、2点を指摘した。しかし、本報告で得られた知見は、一自治体から導き出したものである。今後は、異なる自治体規模、様々な事案に目を向けていくことで、知見を蓄積していき、吟味していく必要がある。

【注】

- (1) 武井(2013)は、学校の「危機管理」を、「生徒指導上の問題」、「教育活動にかかわる問題」、「教師にかかわる問題」、「学校運営にかかわる問題」、「学校防災にかかわる問題」に分類している。だが、いずれの項目においても、教職員の不祥事対応に関しては、挙示されていない。
- (2) 山本直俊教育長は、福岡県内の公立小学校教諭、教頭、校長、福岡教育事務所長、福岡県教育委員会事務局を経て、平成17年に春日市教育長に就任した。
- (3) 記載している人口数・世帯数は、平成29年12月末日時点で集計されたものである。<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/siseijoho/shiryou/jinkou/jinkoutoukei/h29/h29y12.html>(確認日:2018年1月26日)。
- (4) <http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/siseijoho/shiryou/zeimutoukei/zeimutoukei01.html#MENU1>(確認日:2018年1月26日)。
- (5) 春日市教育委員会『内部資料(仮名)』1-2頁。

- (6) 同上。
- (7) 同上。
- (8) 春日市教育委員会『内部資料(仮名)』p.2。
- (9) 前掲書、2-3頁。
- (10) 前掲書、4-6頁。
- (11) 前掲書、4-6頁。
- (12) 前掲書、10-11頁。
なお、表中に記載されている会合の地区名、学校名については本稿では伏しており、一部改変している。
「市長出前トーク」は、井上澄和市長が就任してから開始されたものであり、市内の35地区の公民館で、市民との意見交換、市(行政)の状況説明が行われている。
<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/siseijoho/cityplan/demaetalk/nittei.html>(確認日:2018年1月31日)。
- (13) 春日市教育委員会『内部資料』13-14頁。
- (14) なお、児童への新しい校歌の披露は10月9日、15日に順次行われている。
第二回公判に伴う判決報告・お詫びの予定は、内部資料が発行された2014年7月31日の段階で考えられていたものである。
- (15) 日高(2016)によれば、平成23年より、自治会長自らが学校運営協議会委員として参画する自治会が増えているとの指摘がある。教育長は、各自治会をまわりながら、各校の学校運営協議会に関わる自治会役員に事件の説明を行っていたことが想起されよう。
日高和美(2016)「福岡県春日市における改革事例—教育委員会—首長部局関係に焦点をあてて—」日本教育行政学会編『学会創立50周年記念 教育行政学研究と教育行政改革の軌跡と展望』119-124頁。
- (16) 春日市教育委員会『内部資料』9-10頁。
- (17) 前掲書、18-19頁。

【参考文献】

- ・ 春日市教育委員会編著(2012)『教育委員会活性化への挑戦・10年の軌跡～中教審地方教育行政部会「教育委員会への指摘事項」を踏ま

関する覚書』を締結している。

えて～』。

- ・ 春日市教育委員会(2014)『内部資料』。
- ・ 佐々木幸寿(2006)「第5章 学校のニーズと教育長の役割」『市町村教育長の専門性に関する研究』風間書房、190-217頁。
- ・ 高倉翔(1996)「教育行政の援助のあり方—教育行政学の可能性をめぐって—」『日本教育行政学会年報』第22号、148-151頁。
- ・ 武井敦史(2013)「第9章 学校の危機管理」小島弘道編『教師教育テキストシリーズ 学校経営』学文社、140-154頁。
- ・ 西穰司(1996)「学校の危機管理と教育行政の役割」『日本教育行政学会年報』第22号、152-159頁。
- ・ 日高和美(2013)「特集2 問われる教育委員会 ② 教育委員会活性化の可能性—福岡・春日市教育委員会の事例から—」『教育』2013年4月号、かもがわ出版、95-103頁。
- ・ 日高和美(2016)「福岡県春日市における改革事例—教育委員会—首長部局関係に焦点をあてて—」日本教育行政学会編『学会創立50周年記念 教育行政学研究と教育行政改革の軌跡と展望』、119-124頁。
- ・ 牧昌見(1996)「学校の危機管理の概念と意義」『日本教育行政学会年報』第22号、139-142頁。

【謝辞】

公務ご多忙の中、調査にご協力いただいた山本直俊教育長、春日市教育委員会の皆様に心より御礼申し上げます。

【付記】

- (1) 本報告は、「平成29年度(独立行政法人教職員支援機構委嘱事業)教員の資質向上のための研修プログラム開発支援事業 リスクの感度を高める組織マネジメント研修開発プロジェクト」の研究成果の一部である。
- (2) 筆者が所属する九州大学大学院人間環境学研究院「元兼研究室」は、春日市教育委員会学校教育部と『教育行政に係る連携に